十八　その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が、名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第七十二条第十九項第二号に該当する場合及び次号に該当する場合を除く。）

十九　農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

［号を削る。］

二十　法第七十二条第十四項の承認を受けた事項を実行した場合（同条第十九項第二号に該当する場合を除く。）

二十一　農林中央金庫又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業業務高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算して、その基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当該他の会社が農林中央金庫の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

［号を削る。］

二十二　農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなった国内の会社の議決権のうち、その基準議決権数を超える部分の議決権を有しないこととなった場合

二十三　農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を有する子会社対象会社（農林中央金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は農林中央金庫の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可対象会社に該当する会社となったことを知った場合

二十四　農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（農林中央金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は農林中央金庫の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となったことを知った場合（前号に該当する場合を除く。）

二十五　農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第七十二条第一項第十二号に掲げる会社（農林中央金庫の子会社及び他業業務高度化等会社を除く。）又は農林中央金庫の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業業務高度化等会社を除く。）に限る。）が他業業務高度化等会社となったことを知った場合

二十六～三十七　［略］

2　農林中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に規定する書面）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　前項第十二号に掲げる場合　次に掲げる書面

［イ～ニ　略］

十七　その子会社が、名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第七十二条第十三項第二号に掲げる場合を除く。）

十七の二　農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十七の三　農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［号を加える。］

十八　農林中央金庫又はその子会社が、第百三条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算して、その基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十九　農林中央金庫又はその子会社が、国内の子会社対象会社（業務高度化等会社を除く。）の議決権を合算して、その基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

二十　農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうち、その基準議決権数を超える部分の議決権を有しないこととなった場合

二十一　農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を有する会社（農林中央金庫の子会社及び外国の会社を除く。）がその業務内容を変更することとなったことを知った場合

［号を加える。］

二十一の二～三十一　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　前項第十三号に掲げる場合　次に掲げる書面

［イ～ニ　同上］